

バイオものづくり革命推進事業に関する特別約款 (一般用) (新)	バイオものづくり革命推進事業に関する特別約款 (一般用) (旧)
バイオものづくり革命推進事業に関する特別約款 2023年4月26日制定 <u>2026年3月31日改正</u> 第1条～第13条 (略) <u>附 則</u> <u>この特別約款は、2026年4月1日から施行し適用する。</u>	バイオものづくり革命推進事業に関する特別約款 2023年4月26日制定 第1条～第13条 (略)

(別紙) 誓約事項	(別紙) 誓約事項
実施計画書に定める経理責任者は、バイオものづくり革命推進事業に係る委託業務の実施に要する経費が適切に使用されるために、以下の誓約事項を遵守することを誓約します。 1. 経理責任者は委託業務に実質的に関与しない者とし、委託業務の実施に要する経費の適切な使用について、事業者内で責任を負うこと。また、監査法人による監査、内部監査の監査項目として掲げることも含め、本委託業務を監査することで適切性を担保すること。 2. 経理責任者は、実施計画書に記載する適正な経費の使用の確認を行うために、業務実施者を選任し必要な体制整備を図ること。なお、登録研究員及び研究補助員（以下「登録研究員等」という。）など委託業務に実質的に関与する者並びに登録研究員等が指導、監督、監査等を行う者を業務実施者を選任しないこと。 3. 経理責任者及び業務実施者（以下「経理責任者等」という。）は、事業者内で保管された委託業務の実施に要する経費に関する専用の帳簿、支出内容を証明又は説明する書類、従事日誌・月報を定期的に確認し、上期4～9月分の執行額（提出日は11月末まで）及び当該年度の執行額（（中間）実績報告書に添付して提出）を「経費発生調書」により機構に報告すること。確認においては、法令、機構との契約書、業務委託契約約款及び本特別約款、実施計画書、事務処理マニュアル、事業者内の内規及び購買ルール等と照らして行うこと。	実施計画書に定める経理責任者は、バイオものづくり革命推進事業に係る委託業務の実施に要する経費が適切に使用されるために、以下の誓約事項を遵守することを誓約します。 1. 経理責任者は委託業務に実質的に関与しない者とし、委託業務の実施に要する経費の適切な使用について、事業者内で責任を負うこと。また、監査法人による監査、内部監査の監査項目として掲げることも含め、本委託業務を監査することで適切性を担保すること。 2. 経理責任者は、実施計画書に記載する適正な経費の使用の確認を行うために、業務実施者を選任し必要な体制整備を図ること。なお、登録研究員及び研究補助員（以下「登録研究員等」という。）など委託業務に実質的に関与する者並びに登録研究員等が指導、監督、監査等を行う者を業務実施者を選任しないこと。 3. 経理責任者及び業務実施者（以下「経理責任者等」という。）は、事業者内で保管された委託業務の実施に要する経費に関する専用の帳簿、支出内容を証明又は説明する書類、従事日誌・月報を定期的に確認し、上期4～9月分の執行額（提出日は11月末まで）及び当該年度の執行額（（中間）実績報告書に添付して提出）を「経費発生調書」、<u>「労務費積算書」及び「月別項目別明細表」</u>により機構に報告すること。確認においては、法令、機構との契約書、業務委託契約約款及び本特別約款、

4. 経理責任者等は、取得財産の設置、運転及び操作状況等の確認並びに機構が所有する取得財産の標示票を確認すること。 5. 経理責任者等は、「NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票」により情報管理体制の整備状況を確認すること。なお、情報管理体制等に変更が生じた場合は、機構に整備状況を報告すること。 6. 経理責任者は、再委託先及び共同実施先の経理責任者に対して、本誓約事項を遵守することを誓約させること。	実施計画書、事務処理マニュアル、事業者内の内規及び購買ルール等と照らして行うこと。 4. 経理責任者等は、取得財産の設置、運転及び操作状況等の確認並びに機構が所有する取得財産の標示票を確認すること。 5. 経理責任者等は、「NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票」により情報管理体制の整備状況を確認すること。なお、情報管理体制等に変更が生じた場合は、機構に整備状況を報告すること。 6. 経理責任者は、再委託先及び共同実施先の経理責任者に対して、本誓約事項を遵守することを誓約させること。
--	---